I 21世紀の森整備構想

1 目 的

市の中央に位置し、既成の市街地に取り囲まれた丘陵地帯(市街化調整区域)を対象として、緑豊かな自然を極力保全しながら、未来をめざして市民のふれあいの拠点づくりを進める。

2 基本的な理念等

- (1) 21世紀の森は、未来に向けておおむね次の事項を目標として形成する。
 - ① 循環都市を象徴する「森」を中心とする環境の保全と創造
 - ② いわき全市民の融和・交流の拠点づくり
 - ③ 市の今後の発展を先導する拠点づくり
 - ④ 他地域との交流など広域の発展に寄与する拠点づくり
 - ⑤ 全市民一体となった「森」づくりの推進
- (2) 推進に当たっての基本的考え方
 - ① 貴重な自然環境の保全を最大限に追及しながら、将来必要となる機能を部分的に配置・整備し、自然との共生を尊重した新たな環境の形成をめざす。
 - ② 国・県の制度や民間活力の導入を図り、また、財政状況等を勘案しながら、長期的視点に立って進める。
 - ④ 21 世紀の森周辺の開発等については、本構想との一体的な調和を図るとともに、社会経済情勢の動向にも配慮しながら進める。

3 対象面積等

面 積 … 約 1,400ha

4 21世紀の森の中に導入される機能及びゾーン配置

21世紀の森の対象地域内には、以下の機能を導入し、これらの機能を相互に連関させながら、 一体的な市民のふれあいの森として形成を図る。

① 市民共通の新しい文化、交流活動を展開するための機能

豊かな自然を生かし、環境を基調とした新しい価値観のもとでそれにふさわしい文化を育む

場、そしてそれを介した市内外の幅広い交流を育て深める場としての機能。

● 文化・交流施設整備地区(文化コア)

② 各種スポーツ・レクリエーションを展開するための機能

市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、また、スポーツ等を通じた交流の場と して幅広く利用するために必要な機能。

● 21世紀の森公園地区

③ 「森」に親しみ「森」を利用するための機能

自然に親しみながら、市民交流の場として、また、市民が参加し自ら創り育てる「森づくり」 が展開できるような機能。

- 交流ネットワーク地区
- 自然原体験の森地区

④ 研究開発・人材養成のための機能

研究開発や人材育成を促進する場として、また、将来に向けて市内の産業や経済活動を先導する場として、新たな産業の立地展開を誘導できる機能。

- 研究開発・研修施設整備地区(リサーチ・センター)
- 自然融合型生産施設整備地区

⑤ 福祉、保健の向上に資するための機能

高齢社会の進展に対応し、中高齢者や障害者が生涯を通じて安心し、いきがいをもって生活できるような機能。

● 福祉・保健施設整備地区(福祉・保健タウン)

⑥ 高齢者福祉の向上に資するための機能

福祉・保健施設整備地区の副次的機能として一部機能を分散配置し、相互の連携と補完のもとに高齢者福祉の向上を目指してその展開が図られるような機能。

● 高齢者福祉展開地区(シルバー・コミュニティ)

⑦ 健康増進や保養に役立てるための機能

温泉資源を活用し周辺の観光施設等との連携を図りながら、市民の健康増進やレクリエーション展開の場として、また、観光客の増大につながる場としての集積を促進するための機能。

- 健康増進・保養施設整備地区 (健康ランド)
- ⑧ 自然を保全し継承するための機能

対象地域内に現存する豊かな自然を現状のまま保全し、全市民共有の「森」として活用し、 自然を享受するための機能。

● 緑地保全地区

5 域内幹線道路網の整備

市内各地区をはじめ広域圏内各地域から 21 世紀の森へのアクセスを容易にするとともに、「森」内に配置する各ゾーン間を連結し 21 世紀の森の円滑な利用を促進するため、次の道路網の整備向上を目指す。

- (1) 国・県による道路整備
 - ① 国道6号常磐バイパスの拡幅
 - ② 国道 49 号平バイパスの整備
 - ③ 都市計画道路(仮称)内郷常磐線の整備
 - ④ ニュータウン取付け道路の延長整備
- (2) 市による道路整備
 - ① 都市計画道路上荒川水野谷町線の整備
 - ② 都市計画道路台山水野谷町線の整備

Ⅱ 構想推進の方策

21世紀の森は、次の基本方針に基づき構想の具現化を目指すものとする。

1 土地利用にあたっての基本方針

(1) 土地利用の規制と誘導の方策

21 世紀の森整備構想を具現化するため、公的制度・施策及び民間活力の導入に努めるとともに、構想におけるそれぞれの機能に適合した土地利用と施設整備の誘導を図る。

また、構想対象地域内における構想に整合しない民間の開発行為等については、現行法令等の厳格な運用などに努めるとともに、国・県等の指導を得ながら極力抑制に努める。

(2) 優れた自然環境保全の方策

貴重な植物の群落、巨木・銘木等が現存し、将来に向けて大切に保全する必要があるものについては、財政事情等を勘案しながら、原則として市による用地の買収により保全する。

(3) 既存緑地保全の方策

既存の緑地(構想において導入を図るものは除く。)については、地権者等の理解と協力を 得ながら極力現状のまま保全する。ただし、地権者等のやむを得ない事情により、用地の買い 取り等を求められた場合は、構想との適合性や市の財政事情等を勘案しながら、原則として買 取りに応じる。

2 土地利用の方針

構想の対象地域内における土地利用は、既存の集落や既に造成中の住宅団地の区域を除き、おおむね次の区分に従って進めるものとし、現行法令等の厳格な運用のもとで対象地域内における無秩序な市街化を抑制しながら自然と調和のとれた計画的な土地利用を図る。

(1) 緑地として保全する区域

① 自然原体験の森

21 世紀の森中央部にある植生上貴重な樹木等が現存する地域を対象として、自然のまま 手を加えずに保全し、周辺の散策路からの自然や野鳥の観察等の場として活用を図りながら 現状のまま継承する。

② オヌカザサ保全地区

全国的にも数例とされる「オヌカザサ」の貴重な群落を保全し、標本園としての活用を図りながら継承する。

③ 緑地保全地区

貴重な植生、樹林、巨木・銘木等が賦存し良好な自然環境が現存する地区、及び既成市街地からの良好な景観を保持するために緑地として継承することが望ましい地区を対象として、現状のまま保全する。

④ その他の緑地保全地区

全市民共有の「森」として、また、環状市街地中央部に賦存する豊かな自然の「森」として、極力現状のまま保全に努め継承する。

(2) 計画整備区域

① 21世紀の森公園

良好な自然環境の下で、スポーツ・レクリエーションに親しみ、また、市民交流の場としてはもちろん、広域的なふれあいの拠点として活用を図るための都市公園として、野球場・球技場・その他の施設の整備を進める。

② 文化・交流施設整備地区(文化コア)

自然の地形や植生の保全に最大限の配慮をしつつ、環境共生を基調とする新しい価値観が育ち、新しい文化や交流が生まれ育つ場となる施設機能を、森の中に点在させる形で整備し、『循環都市』を象徴する空間を形成する。

③ 交流ネットワーク

「森」内に点在するため池や樹木等を活用しながら、13か所の拠点となる適地を設定し、 市内各地区の市民の参加を得ながら、それぞれに個性を持つ小規模なふれあいの広場の整備 を進め、自然に親しみながら交流を深める場として活用を図る。

また、各拠点を結ぶ「森の道」を整備し、散策やジョギング等の展開の場として活用する。

(3) 計画誘導区域

① 研究開発・研修施設整備地区 (リサーチ・センター)

民間企業による研究開発業務の展開の場として、また、広く異業種間交流や人材育成につなげるための拠点として、民間企業等の施設誘導を図りながら、市内産業を先導しその高次化と産業活力の創出を図るための拠点形成を促進する。

② 自然融合型生産施設整備地区

良好な自然環境の中で、少量生産に適した製品や研究開発等に伴う試作品等の小規模な生産活動を展開する場として、①研究開発・研修施設整備地区との連携を保ちながら、民間企業の誘導を図るための拠点形成を促進する。

③ 福祉・保健施設整備地区(福祉・保健タウン)

長寿社会の中で、総合的かつ体系的な保健・医療・福祉などの社会サービスを享受し、長寿社会にふさわしい生活が展開できるような、新たな視点に立った「まち」の形成に向けて、 民間を中心とした地域整備を促進する。

④ 高齢者福祉展開地区 (シルバー・コミュニティ) 高齢社会に対応するため、高齢者福祉の向上に向けた民間の施設整備を誘導する。

⑤ 健康増進・保養施設整備地区 (健康ランド)

対象地区内に賦存する温泉資源を活用し、市民の健康管理・増進・保養などのための施設整備に努めるとともに、民活の導入を図りながら、市民が気軽に享受できるレクリエーション活動の拠点として、また、周辺の観光資源と連動した観光客の魅力増大につながる拠点として集積を高めるよう促進する。

⑥ 沿道利用施設整備地区 (サービス・エリア)

21 世紀の森内に配置される各種施設等の利用者に対する利便性向上を図るため、文化・ 交流施設整備地区内の都市計画道路上荒川水野谷町線の沿線(一部地区)において、沿道サ ービスを中心とした民間関連業種の誘導を図り、「森」と調和する施設等の集積を促進する。

3 開発行為等に対する規制・誘導の方策

(1) 構想に適合しない開発行為等の規制・誘導

対象地区内における構想と不適合な開発行為等については、国・県等の指導助言等を求めながら現行の各種法令等の厳格な運用のもとで抑制に努め、また、事前審査制度を導入しながら 当該地域を対象とする要綱等に基づき行政指導に努める。

(2) 森林等の伐採に係る行為の制限

緑地を保全するため、権利者の協力を得て、森林等における皆伐行為を極力抑制する。

4 幹線道路等の整備方針

(1) 域内幹線道路の整備方針

- ① 対象地域内における幹線道路のうち、国道 6 号常磐バイパスなど国の直轄事業により具現 化を図るものについては、全線 4 車線化など一層の整備充実に向け強く要請する。
- ② 都市計画道路(仮称)内郷常磐線などの域内幹線道路については、県事業としての採択に向け強く要請するとともに、早期実現をめざす。
- ③ 市の事業として進める都市計画道路台山水野谷町線については、早期完成を目指して事業 の推進に努める。また、都市計画道路上荒川水野谷町線についても、上荒川から下荒川方面 への延伸を検討する。

(2) 駐車場の整備方針

- ① 21 世紀の森の対象地域内で進める公共事業においては、その施設の内容や規模に対応した駐車場の整備に努める。
- ② 民間が主体となって事業を進める場合の駐車場については、事業の態様に応じ適切な駐車 容量を確保する。
- ③ 対象地域内における駐車場は、極力道路から若干離れた目立たない場所を選定しながら分

散して配置するなど、「森」の景観保持に留意しながら整備を図る。

5 官民協調による推進の方策

- (1) 市民と行政による一体的な推進
 - ① 21 世紀の森の推進に際しては、本市を象徴する全市民共有の「森」としての共通の理解を一層深めるとともに、記念植樹祭や育樹祭など森づくりへの参加を求めながら市民と行政の協調のもとで推進する。
 - ② また、その推進に際しては、対象地域内の住民や地権者の理解と協力を求めながら推進する。
 - ③ 計画整備区域に係る施設整備に際しては、市民の意見等を求めながら検討を進め、その推 進に努める。
- (2) 民間活力の導入による推進
 - 21 世紀の森整備構想の推進に際しては、構想に適合し、また、構想の具現化に寄与する民間施設の誘導に努めながら民間活力の活用を図る。

6 21世紀の森の維持管理に対する方策

21世紀の森整備構想の推進に伴い、「森」内の各地域において保全緑地の確保や施設整備が進展し、その維持管理を一元的に行う必要が生じることから、おおむね構想実現の熟度が高まった時点において、「森」などの維持管理を所掌業務とする法人の設立を図る。

7 構想推進のスケジュール

21 世紀の森整備構想の推進に際しては、財政状況等を勘案しながら長期的視点に立って計画的かつ段階的に進めるものとする。その推進の期間は、本構想策定時(平成3年)から、おおむね20年間に設定し、平成7年のふくしま国体開催時までを第1期とし、以降、第2期及び第3期に区分し、推進に努めるものとする。